

常陸多賀駅周辺地区整備計画策定委員会 設置要項

(設置)

第1条 常陸多賀駅周辺地区（以下「本地区」という。）の整備計画を策定するにあたり、本地区の土地利用計画や必要とされる公共公益施設等の計画、事業化プログラムなどを多角的及び総合的に検討するため、常陸多賀駅周辺地区整備計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、常陸多賀駅周辺地区整備計画（以下「計画」という。）策定のため次の事項について、審議・検討を行う。

- (1)本地区の土地利用方針及び公共公益施設等の計画に関すること。
- (2)本地区の整備に向けた事業化プログラムに関すること。
- (3)その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、35人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者及び学識経験者、コミュニティ、国県職員等から市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 副委員長は、2人置くことができる。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員に代わって、代理の者が出席することができる。
- 5 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、日立市都市建設部に置く。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和元年6月18日から適用する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要項の適用後、最初に開催される会議は、市長が招集する。